
石津川水系河川整備計画（原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1. 住民意見の聴取について
2. 河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

1. 住民意見の聴取について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

整備計画の縦覧及び意見募集期間

〇 平成25年5月17日(金)から平成25年5月30日(木)まで

大阪府

- 〇 ホームページ掲載
- 〇 石津川流域交流会議構成メンバー(流域町会長等)に周知

大阪府ホームページ



堺市

- 〇 ホームページ掲載
- 〇 広報掲載

堺市広報（平成25年5月1日）



1. 住民意見の聴取について

各縦覧場所での図書の縦覧

【縦覧図書】

- u 石津川水系河川整備計画(原案) 本編
- u 石津川水系河川整備計画(原案) 参考資料

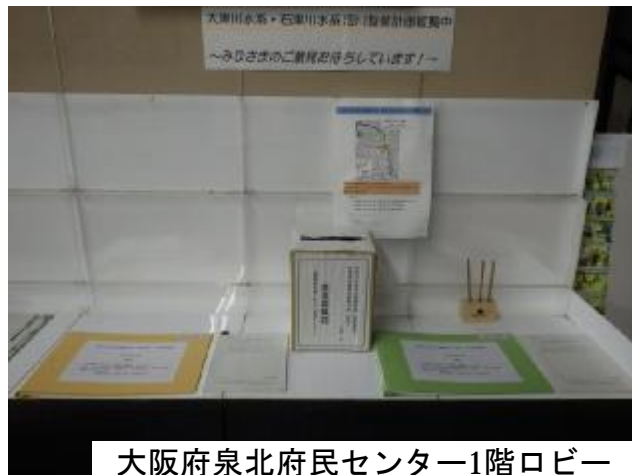
【図書掲載】

- u 大阪府都市整備部河川室ホームページ

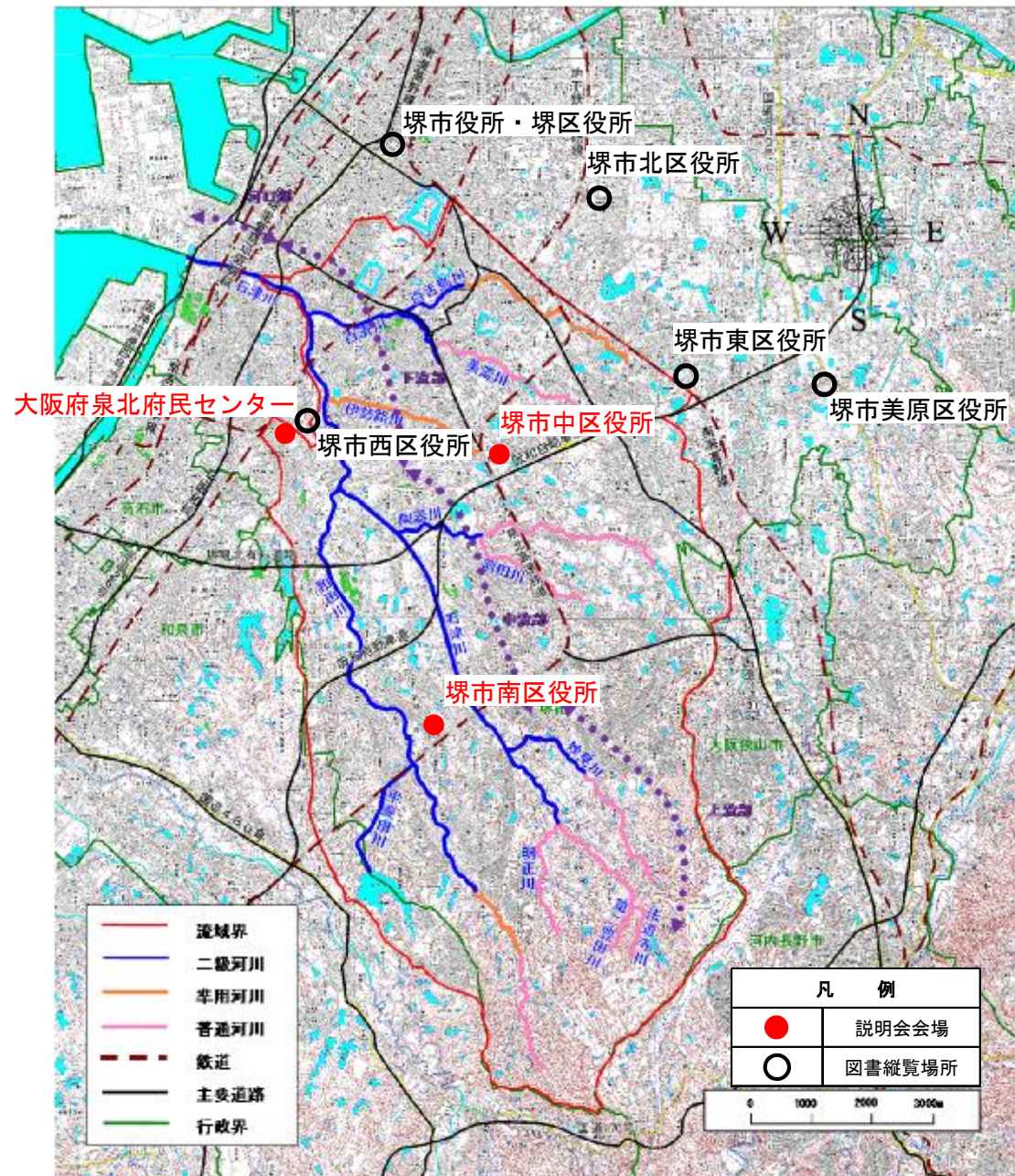
【図書縦覧場所】

- u 大阪府府政情報センター
- u 大阪府都市整備部河川室
- u 大阪府鳳土木事務所(泉北府民センター)
- u 堺市役所(市政情報センター)
- u 堺市各区役所(堺、中、東、西、南、北、美原)
市政情報コーナー

図書の閲覧状況



大阪府泉北府民センター1階ロビー



1. 住民意見の聴取について

住民説明会

と き	と ころ	参加人数
平成25年5月20日(月)	大阪府泉北府民センタービル1階大会議室	4名
平成25年5月21日(火)	堺市南区役所2階会議室	9名
平成25年5月24日(金)	堺市中区役所2階会議室	1名

説明会開催況



会場：泉北府民センター



会場：堺市南区役所

住民意見の項目別件数

項目	細目	件数
治水	洪水対策	7件
	ため池活用	4件
	地震・津波対策	5件
利水		1件
環境	水質	1件
	環境整備	2件
維持	ゴミ対策	2件
	草刈り等	2件
	堆積土砂	2件
	施設点検	1件
地域連携		1件
その他	整備計画に直接関係しない意見	8件
合 計		36件

住民意見の聴取方法別件数

聴取方法	件数
住民説明会	22件
書面	13件
ファックス	1件
合 計	36件

2. 河川整備計画(原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	今回の整備計画は、ゲリラ豪雨による被害を防ぐものなのか。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>石津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしており、24時間雨量の時間経過を持った降雨条件も含めて検討の上、設定しています。</p> <p>計画規模を超えるゲリラ豪雨等の降雨に対しては、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p>	説明会
2	治水	2級河川・準用河川の治水計画をもっと具体的に示して欲しい。(和田川上流部) 河川整備計画が石津川流域だけでなく、和田川流域も具体的に。	<p>本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。</p> <p>石津川流域における洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。</p> <p>和田川では、宮川橋から南川橋までの区間(河口からの距離2.1km～2.3km区間)、鳩塚橋から赤坂橋までの区間(河口からの距離3.1km～4.0km区間)を整備対象として、堤防の余裕高が不足している箇所の築堤(嵩上げ)を行い、浸水被害の解消を図ります。</p> <p>これより上流(赤坂橋上流部)については、本整備計画期間内における洪水対策の目標をすでに確保しているため、整備対象区間には含まれていません。</p> <p>また、整備の途中段階や計画規模を超える降雨が降った場合にも河川氾濫や浸水が発生するおそれがあることから、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいきます。</p> <p>なお、現況における河川の整備状況については参考資料P.20に記載しており、石津川流域における具体的な整備箇所および整備後の氾濫解析結果については参考資料P.41、P.42に記載しています。</p>	書面

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの

ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

2. 河川整備計画(案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
3	治水	下流の二級河川の方から工事を進めるのだけではなく、調査を実施して危険な箇所であれば堺市と調整して上流からも進めてほしい。	本編P.13、P.16～P.19に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。 石津川の洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしており、確保すべき治水目標に従い、整備対象区間を決定しています。 府管理の二級河川の整備や管理、洪水リスク情報について堺市と共有するとともに、準用河川管理者である堺市と連携を密にし、流域全体での洪水リスクの軽減に努めます。	説明会
4	治水	ため池利用は時期(田植の時期)により、制約があるのではないかと。また、ため池と河川の水量との調整について水利組合などとの話し合いがあるのか	本編P.13、P.22において、ため池の活用について記載しています。 ため池の治水活用については、管理者の理解は不可欠と考えており、農地受益の減少等により、水位低下等の治水活用に協力いただけるため池を対象に具体的な活用方法の検討や管理者との協議を進めます。	説明会 書面
5	治水	東南海・南海地震に伴う津波は、どの程度遡上して被害を及ぼすのか。整備計画は、これらを踏まえた計画となっているか。	本編P.14、P.19、P.23において、現時点での地震・津波対策に関する検討状況を踏まえた目標と整備内容を記載しています。 具体的には、河口部の護岸・堤防において、海溝型のレベル2地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、レベル1津波が越流しないことを目標とします。 また、レベル1津波を超える津波に対しては、津波が河川堤防を越流した場合であっても、護岸・堤防等の河川管理施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、同施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目標とします。 今後、府の地震・津波対策の方針が決まり次第、具体的な地震・津波対策の検討に着手します。 さらに、東日本大震災のような計画を超える規模の地震津波災害に対しても流域市と連携した的確な情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援することにより被害の軽減に努めます。 津波が河川を遡上することも考慮した津波浸水想定については、平成25年6月6日に府危機管理室より報道発表しているため、下記URLよりご確認ください。 http://www.pref.osaka.jp/kikikanri/bukai/index.html	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの

ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

2. 河川整備計画(案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
6	利水	田植えの時期になると河川からポンプで水を引いて農業に利用している状況が見られるが、河川の水量がわかったうえでやられているのか。水量の調査結果はあるのか。	<p>本編P.14、P.19に河川の適切な利用に関する目標及び整備内容を記載しています。また、本編P.10、参考資料P.23に河川の水利用状況を記載しており、石津川水系では許可水利権による取水2箇所、慣行水利権による取水30箇所の地点において井堰等により農業用水として取水されています。</p> <p>石津川本川の水量については、数年に1度計測していますが、農業用として取水されている水量については、厳密には把握できていません。</p> <p>今後、河川の適正な利用および流水の正常な機能を維持に関しては、適正かつ効率的な水利用が図られるよう、水量の状況把握を行います。</p>	説明会
7	維持	河川の定期清掃等がわかりやすくして頂きたい	<p>本編P.21に河川の維持等に関する整備内容について記載しています。</p> <p>河川の清掃については、年1回の草刈の時に、散在したゴミの収集を行っており、また、パトロール等で発見した不法投棄等によるゴミについては、適宜、回収を行っていることを踏まえ、次のとおり修文しました。</p> <p>【P.21 第2節3. 河川空間の管理】 <u>不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川パトロール等において適宜回収するとともに、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。</u></p>	書面
8	維持	河川の中にはえてる雑木、雑草を取り除くべきでは？	<p>本編P.21に河川の維持等に関する整備内容について記載しています。</p> <p>河川内の雑木については、その状況を定期的に調査し、河川の流れに悪影響を与えるものから順次撤去します。</p> <p>また、堤防の雑草については、定期的に除草を実施します。</p>	書面
9	維持	河川に堆積する土砂の整備	<p>本編P.21に河川の維持等に関する整備内容について記載しています。</p> <p>土砂の浚渫は、定期的に土砂の堆積状況を調査し、地先の危険度を考慮して府全体での優先順位を定め計画的に行います。</p>	書面
10	地域連携	クリーンキャンペーンで川の掃除を実施したいが、高齢者も多くとても川に下りられない。川に安全に下りられるようにしてほしい。	<p>本編P.22に地域や関係機関との連携について記載しています。</p> <p>石津川流域では、さまざまな地域活動が盛んに行われていることから、必要に応じて河川へ降りることができる段階の整備等の地域活動を促進する支援を地域住民の意見を聞きながら進めていきます。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの

ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの